

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年11月29日（平成29年（行情）諮問第461号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第559号）

事件名：格闘練度判定実施に関する特定部隊一般命令が記載された発簡簿の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「「格闘練度判定実施に関する特定部隊一般命令 特定文書記号第11号（特定年月日a）」（原議書を含む）及びこれが記載された発簡簿（「特定文書記号」「特定期間」）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「発簡簿（保管用）特定部隊」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月19日付け防官文第9824号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、正当な行政文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると次のとおりである。

私は特定年月日bに実施された格闘訓練中に負傷した。

特定年月日c、この負傷について、特定部隊長に公務災害申請を申出た。

これに対し、特定部隊長から「そんなの計画がないんだから、上げられるわけないだろう」「おれが特定部隊長やる前の話だろ」などと言われた。

特定年月日d、特定部隊長に言われたことを特定駐屯地の賠償担当者に伝えた。

これに対し、賠償担当者は「計画がなければどうにもならない」と言った。

私は「事実があってもですか」と聞いた。

賠償担当者は「計画がなければどうにもならない」と言った。

私は「じゃあ、どうすればいいんですか」と聞いた。

賠償担当者は「そんなこと、ここで言われても困る」と言った。

特定年月 b, この負傷について, 特定部隊長から「後付けで計画を作って上げる(申請する)」と言われた。

この後付けの計画が「特定文書記号第 1 1 号(特定年月日 a) 格闘練度判定実施に関する特定部隊一般命令」(以下, 第 2 において「格闘命令」という。)である。

発簡簿である当該開示文書 3 ページ(特定年月 a 下旬)「発簡番号 1 1」の行に, 格闘命令の記載がある。

しかし, 格闘命令は, 特定年月 b 頃に作成されたものであるから, この「発簡番号 1 1」の行には, 格闘命令ではなく, 他の命令が記載されていた。

処分庁は, この「発簡番号 1 1」の行を変造した疑いがある。

本件は, 刑法 1 5 5 条公文書偽造等, 刑法 1 5 6 条虚偽公文書作成等, 刑法 1 5 8 条偽造公文書行使等などの疑いがある。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は, 本件請求文書を求めるものであり, 以下の 2 文書を特定した。

文書 1 格闘練度判定実施に関する特定部隊一般命令(特定文書記号第 1 1 号。特定年月日 a) (以下「先行開示文書」という。)

文書 2 発簡簿(保管用)特定部隊(本件対象文書)

本件開示請求については, 法 1 1 条を適用して, 平成 2 7 年 6 月 1 9 日まで開示決定等の期限を延長し, 同年 3 月 2 4 日付け防官文第 4 9 3 7 号により, 先行開示文書について開示決定を行った後, 同年 6 月 1 9 日付け防官文第 9 8 2 4 号により, 本件対象文書について, 開示決定(原処分)を行った。

本件異議申立ては, 原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は「格闘命令は, 特定年月 b 頃に作成されたものであるから, この「発簡番号 1 1」の行には, 格闘命令ではなく, 他の命令が記載されていた」「防衛大臣は, この「発簡番号 1 1」の行を変造した疑いがある。」等と主張し正当な行政文書の開示を求めるが, 行政文書の開示決定等にあたっては, 開示請求がなされた時点の行政文書を特定し開示決定等をすれば足り, 本件開示請求に対しても, 平成 2 7 年 1 月 2 3 日に開示請求書を受領後, 直ちに本件対象文書を特定しており, 開示決定までの間, 書き換え等を行った事実はない。

以上のことから, 異議申立人の主張には理由がなく, 原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月9日 審議
- ④ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、法11条を適用し、先行開示文書を開示する旨の開示決定をした後、本件対象文書を特定し、開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書は変造された文書であり、変造される前の正当な文書があるとして原処分の取消しを求めていると解されるどころ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件対象文書の書き換え等を行った事実はない旨主張するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に対しこの点について更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件開示請求を受けて特定した発簡簿は、特定部隊にある7課（人事・訓練・補給・偵察・通信・文書・給養）の文書の発簡番号を付すために、それぞれの発簡元の担当者が手書きで必要事項を記入し作成しているものである。また、発簡簿は、表面の記入欄が埋まると当該用紙の裏面に記入するものとなっており、表面と裏面に日付順で手書きにより発簡文書が記入されているものである。

イ したがって、発簡簿は、異議申立人がいう「後付けの計画」を後日追加できるものではない。

また、異議申立人が異議申立書（上記第2の2）で主張する特定部隊長の発言については、当該特定部隊長に聞き取りを行い、これが事実ではないことを確認している。

(2) 当審査会において、「発簡簿（保管用）特定部隊」（本件対象文書）の提示を受けて確認したところ、当該発簡簿が、その表面と裏面に日付順で手書きにより発簡文書が記入されるものであることについては、諮問庁の上記（1）アの説明のとおりであり、本件の開示実施の時点までに本件対象文書に記載された記述部分が書き換えられたものである、あるいは、当該記述のある用紙が差し替えられたものであるとは認められない。

そして、本件対象文書の具体的な記入内容等を踏まえても、本件対象文書以外に、先行開示文書が記載された発簡簿の存在がうかがえるとま

ではいえず、本件対象文書及び先行開示文書の外には本件請求文書に該当する文書は存在しない旨の諮問庁の上記第3の説明を否定するに足りる事情は認められない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子